

「地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更（試行）」の運用の改定について（通知）

地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更（試行）」の運用については、平成26年2月17日付け建管第1909号で改定通知していましたが、次のとおり改定しましたのでお知らせします。

なお、この取扱いは令和2年3月1日以降に入札する工事から適用します。

記

1 趣旨

予算執行に伴う工事等において、今後の工事の本格化に伴って労務市場がひっ迫し、宿泊費や労働者の赴任手当てなど地域外からの労働者確保が必要になる場合が想定されることから、労務のひっ迫が懸念される地域においては、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更があった場合、必要となる費用について設計変更により対応できることとする。

2 対象工事

地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の対象となる工事は、次の事項を全て満たす工事とする。

- (1) 建設管理部が発注する工事（公共・単独・災害復旧）
- (2) 土木関係工事積算要領第1部第1編一般土木編及び第3部第1編漁港関係工事積算要領に記載されている工種区分を適用している工事であること。ただし、工種区分「漁港構造物・海岸工事（防舷材・電気防食）」を除く。

3 設計変更の対象費

「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という）について、設計変更の対象とする。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

構成費目		率分に含まれる主な項目
共通仮設費 （営繕費）	借上費（注）	・現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上に要した地代及び建物を建築する代わりに貸ビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用
	宿泊費	・労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用
	労働者送迎費	・労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要した費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）
現場管理費 （労務管理費）	募集及び解散に要する費用	・労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用	・労働者の早出、残業時の食事費（事業主負担分）、食事補助費 ・支給した交通費 会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 遠隔地での工事等で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当

（注）借上費については、現場事務所や試験室等、“労働者確保に係るもの”以外にも含まれているような記載となっているが、あくまでも労働者確保に係る費用の増に限る。

4 特記仕様書への記載

特記仕様書に本試行の対象工事であることを記載するものとする。

なお、既公告済等の場合は、当該工事契約後、速やかに発注者と受注者が協議することにより、適用できるものとする。

5 設計変更の手順

- (1) 工事監督員は当初契約締結後、初回打合せ時において、「表-1 共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合」により該当工種における割合を、工事施工協議簿に記載し受注者に提示する。

表-1 共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合

工 種		費 目	共通仮設費（率分）に占める実績変更対象費の割合（労働者送迎費、宿泊費、借上費）	現場管理費に占める実績変更対象費の割合（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）
最新の改定通知を参照				
河川工事				
河川・道路構造物工事				
海岸工事				
道路改良工事				
鋼橋架設工事				
PC橋工事				
舗装工事				
共同溝等工事	(1)			
	(2)			
トンネル工事				
砂防・地すべり等工事				
道路維持工事				
河川維持工事				
下水道工事	(1)			
	(2)			
	(3)			
公園工事				
コンクリートダム工事				
フィルダム工事				
電線共同溝工事				
漁港工事	浚渫工事			
	構造物工事			
	海岸工事			

- (2) 労働者確保に要する方策に変更が生じ、北海道建設部制定の土木工事積算基準書等の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終変更時点で設計変更をすることがあるので、受注者は、工事監督員から提示された実績変更対象費の割合を踏まえ、労働者確保に要する間接費の設計変更を希望する場合は、工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」（様式1-2）及び「労働者確保に係る実施計画書（詳細内訳）」（様式1-3）を工事施工協議簿に添付し工事監督員に提出する。

なお、受注者は、「労働者確保に係る実施計画書」等の提出時には、入札時に立案した予算計画における各費用の内訳がわかる資料（見積書等）を整理し保管すること。

ただし、労働者確保に要する方策に変更が生じても、設計変更を希望しない場合は、上記様式の提出は不要とし、工事施工協議簿で確認を行う。

- (3) 工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」等を工事監督員に提出出来ない場合は、原則、労働者確保に要する間接費の設計変更は行わない。
- (4) 工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」等を工事監督員に提出した受注者は、労働者確保に要する方策に変更が生じた場合、速やかに、工事施工協議簿で、変更する工種、入札時に計画していた下請業者名、工事箇所近傍に下請業者が確保できない旨（2社程度）を記載し、新たな下請契約先について工事監督員と協議を行う。

- (5) 受注者は、工事監督員と協議を行い、労働者確保に要する間接費の設計変更が必要と認められた場合、最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更を請求する際は、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書」(様式2-1)、「労働者確保に係る実績報告書(詳細内訳)」(様式2-2)及び実績変更対象費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書のないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を、工事監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

なお、受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰する事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

- (6) 発注者は、最終精算変更時点に実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費及び現場管理費については、次のとおり算出する。

- (①) = 「労働者確保に係る実施計画書」(様式1-2)に記載された共通仮設費分(計画額)
 (②) = 「労働者確保に係る実績報告書」(様式2-1)に記載された共通仮設費分(実績額)
 (③) = 「労働者確保に係る実施計画書」(様式1-2)に記載された現場管理費分(計画額)
 (④) = 「労働者確保に係る実績報告書」(様式2-1)に記載された現場管理費分(実績額)
 (⑤) = 当初設計額における共通仮設費(率分)の営繕費分
 (⑥) = 精算変更設計額における共通仮設費(率分)の営繕費分
 (⑦) = 当初設計額における現場管理費(率分)の労務管理費分
 (⑧) = 精算変更設計額における現場管理費(率分)の労務管理費分
 (⑧算出の際、共通仮設費 営繕費 実績変更対象費は現場管理費率の対象額)

共通仮設費 営繕費 実績変更対象費(積上げ)の実績の増減 $a = ② - ①$

共通仮設費 営繕費 実績変更対象費(積上げ)の設計の増減 $c = ⑥ - ⑤$

共通仮設費 営繕費 実績変更対象費(積上げ) $e = a - c$

(但し、 $e > ② - ⑥$ となる場合は、 $e = ② - ⑥$ で求める。)

なお、共通仮設費 営繕費の実績変更対象費(積上げ)がマイナスとなる場合は計上しない。

(実績変更対象費:千円未満切り捨て)

現場管理費 労務管理費 実績変更対象費(積上げ)の実績の増減 $b = ④ - ③$

現場管理費 労務管理費 実績変更対象費(積上げ)の設計の増減 $d = ⑧ - ⑦$

現場管理費 労務管理費 実績変更対象費(積上げ) $f = b - d$

(但し、 $f > ④ - ⑧$ となる場合は、 $f = ④ - ⑧$ で求める。)

なお、現場管理費 労務管理費の実績変更対象費(積上げ)がマイナスとなる場合は計上しない。

(実績変更対象費:1万円未満切り捨て)

- (記号の(①)～(⑧)、(a)～(f)については、「実績変更対象費(積上げ)算出表」(様式3)を参照)

なお、算出は別紙「実績変更対象費(積上げ)算出表」(様式3)によるものとし、「実績変更対象費(積上げ)算出表」(様式3)は変更参考資料【変更予定価格算出用設計書】に添付するものとする。

- (7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合があるものとする。
- (8) 協議において、証明書類の妥当性が確認できる場合に、その実績により変更できるものとし、受注者から提出された「労働者確保に係る実施計画書」(様式1-2)、「労働者確保に係る実施計画書(詳細内訳)」(様式1-3)、「労働者確保に係る実績報告書」(様式2-1)、「労働者確保に係る実績報告書(詳細内訳)」(様式2-2)及び証明書類は変更参考資料【変更予定価格算出用設計書】に添付するものとする。
- (9) 協議において提出を受けた書類は、すべて変更参考資料【変更予定価格算出用設計書】に添付するものとする。

6 実績変更対象費について

(1) 対象

ア 実績変更対象費の対象は、「労働者(※1)」とする。

(「社員等従業員(※2)」は対象外)

(※1)労働者とは、直接、肉体的もしくは技能的労働に伴って工事施工に従事する者。
(普通作業員、世話役、重機オペレータ、鉄筋工、とび工、石工、配管工、大工、左官、電工等)

(※2)社員等従業員とは、元請者、あるいは下請者が、恒常的な業務に従事させるために雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者。

(例 現場代理人、監理(主任)技術者、現場管理を行う技術員等)

又は、特定の業務、あるいは臨時の業務に従事させるために、現業員、技能員、補助員等の名称で雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者。

(例 夜警員、倉庫番、食事係、連絡者運転手、事務員等)

(2) 借上費

ア 賃貸契約に係る契約書、借上げに要した領収書について、原本提示のうえ写しを提出すること。

賃貸契約に記載されている礼金、その他賃貸契約に係る費用等を含めるものとする。
ただし、敷金は対象外とする。

(3) 宿泊費

ア 1泊当りの宿泊費は、食事代を除いた額とする。

イ 領収書は、原本提示のうえ写しを提出することとし、宿泊した労働者毎に提出すること。

ウ 宿泊費(1泊当り)の上限額は7,600円(税込み)÷消費税率とする。

例) 消費税率10% $7,600円 \div 1.10 = 6,909円$

(4) 労働者送迎費

ア 専用のマイクロバス等を手配して労働者宿舎から現場までの労働者を送迎した費用を対象とすること。

イ 計上する費用は、運転手賃金、車両損料(賃料)、車両燃料等とすること。

ウ 車両燃料等に係る領収書について、原本提示のうえ写しを提出すること。

エ 会社が運転手に支給した賃金等が把握できる調書等(受領書等)の写し(※3)を提出すること。

(5) 労働者の「赴任手当」、「帰省旅費」

ア 会社が労働者に支給した額が把握できる調書等(受領書等)の写し(※3)を提出すること。

イ 労働者の所在地が分かる資料を提出すること。(免許証, 社員証等の写し)

(6) 早出、残業時の食事費及び食事補助費

ア 労働者に支給した額が把握できる調書等(受領書等)の写し(※3)及び食事に要した領収書等について、原本提示のうえ写しを提出すること。

イ 所定労働時間を越えて作業する場合において適用となる。

[適用となるケース]

・当該工事の特記仕様書において、所定労働時間を越える作業であると明記されている工事。

・協議において、所定労働時間外の作業を行うこととなった場合。

(7) 通勤等に要する費用

ア 労働者に支給した額が把握できる調書等(受領書等)の写し(※3)を添付すること。

イ 通勤等に要する費用は下記の手当のみ対象となる。

・会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当

・遠隔地での工事で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当

(※3)運転手、労働者本人の受領印又は本人のサインが確認できる資料又は、賃金手当等を銀行振込で行っている場合は、銀行の受付印のある給与振込依頼書(個別内訳を含む)又は振込領収書(個別内訳を含む)の写しとする。

(工事管理グループ)

(積算管理グループ)

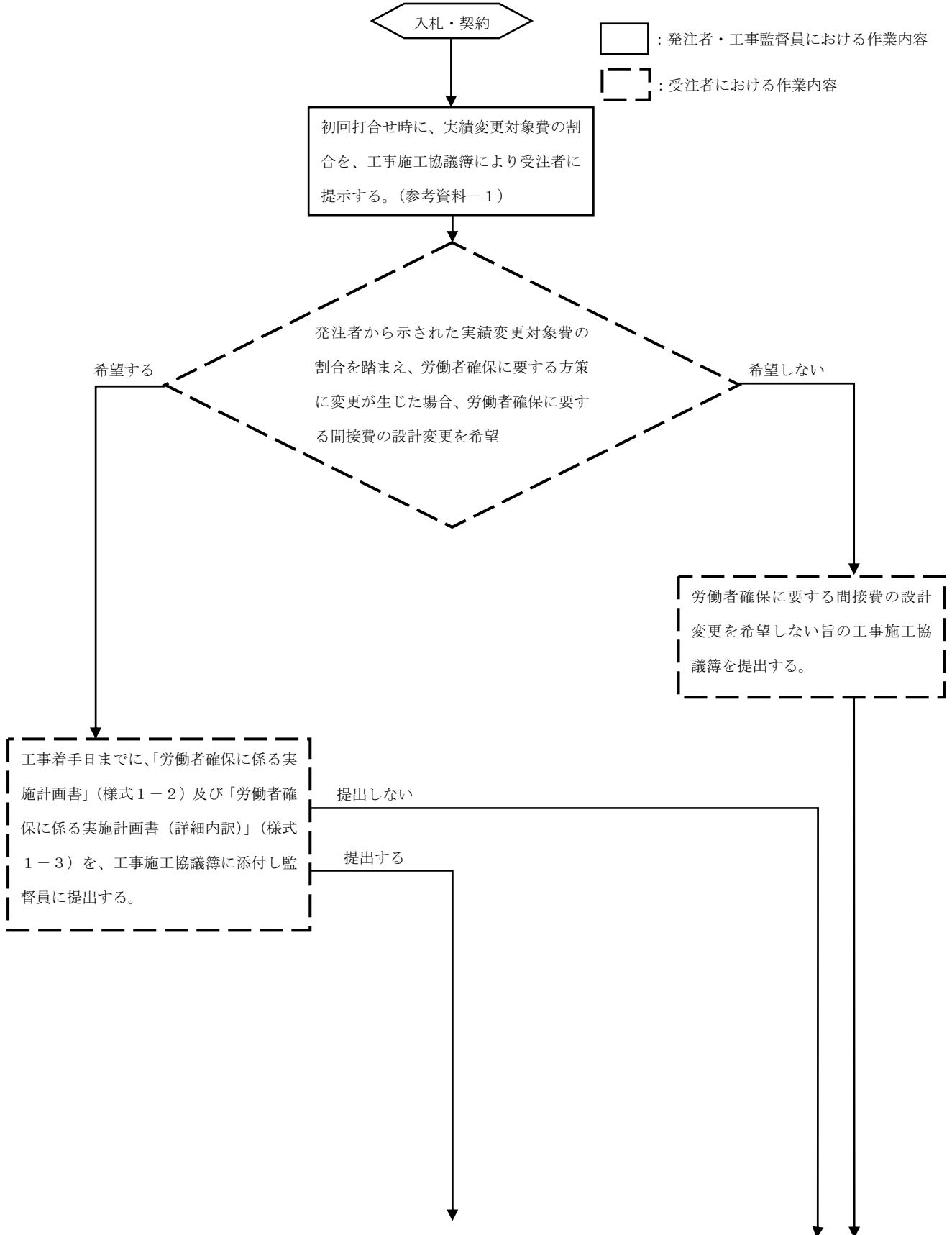
地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更に係る特記仕様書

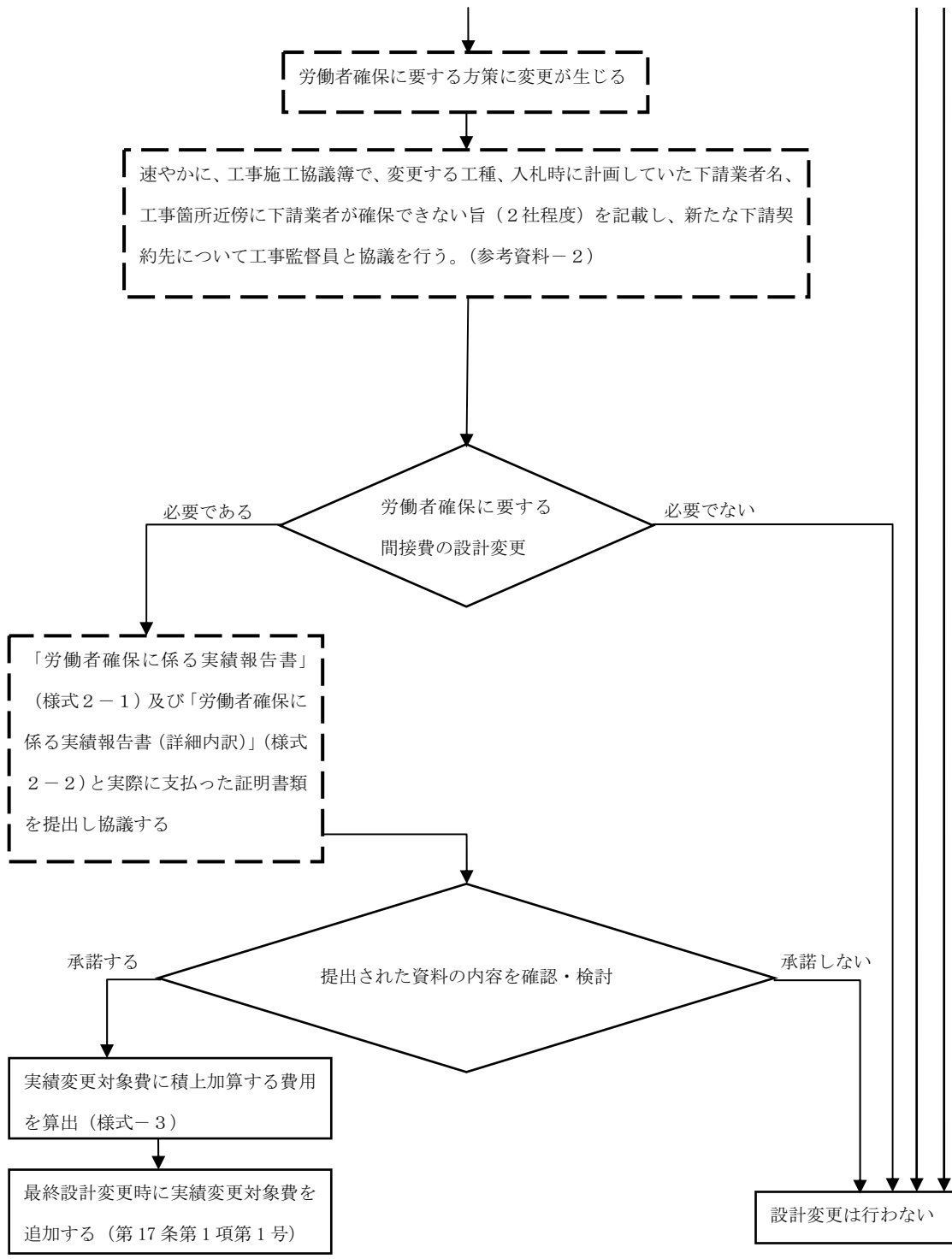
地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について（試行工事）

- 1 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、北海道建設部制定の土木工事積算基準書等の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終変更時点で設計変更をすることがあるので、工事監督員と協議をすること。
 - ・ 営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）
 - ・ 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- 2 受注者は、発注者からの共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合の提示を受け、労働者確保に要する間接費の設計変更を希望する場合は以下のとおりとする。
 - 1) 受注者は、工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」（様式1-2）及び「労働者確保に係る実施計画書（詳細内訳）」（様式1-3）を工事施工協議簿に添付し工事監督員に提出する。受注者は、「労働者確保に係る実施計画書」等の提出時には、入札時に立案した予算計画における各費用の内訳がわかる資料（見積書等）を整理し保管すること。

ただし、労働者確保に要する方策に変更が生じても、設計変更を希望しない場合は、上記様式の提出は不要とし、工事施工協議簿で確認を行う。
 - 2) 工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」等を工事監督員に提出出来ない場合は、原則、労働者確保に要する間接費の設計変更は行わない。
 - 3) 工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」等を工事監督員に提出した受注者は、労働者確保に要する方策に変更が生じた場合、速やかに、工事施工協議簿で、変更する工種、入札時に計画していた下請業者名、工事箇所近傍に下請業者が確保できない旨（2社程度）を記載し、新たな下請契約先について工事監督員と協議を行う。
 - 4) 受注者は、工事監督員と協議を行い、労働者確保に要する間接費の設計変更が必要と認められた場合、最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更を請求する際は、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書」（様式2-1）、「労働者確保に係る実績報告書（詳細内訳）」（様式2-2）及び実績変更対象費について実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を、工事監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
 - 5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

建設管理部発注工事における労働者確保に要する間接費の設計変更手順フロー





工事施工協議簿

[指示 ・ 承諾 ・ 協議 ・ 確認]

工事名	令和2年度 北海道建設部 ○○工事	工事 監督員	総括 監督員	主任 監督員	監督員
		署名			
受注者名	○○建設株式会社	役職名		現場 代理人	主任技 術者等
		署名			
協議年月日	令和2年5月1日	署名			
記載者	内容				
協議 事項	工事 監督員 ○○○○	当該工事における予定価格に対する実績変更対象費の割合は次のとおりである。			
		項目	割合 (%)	適用	
		共通仮設費 (率分) のうち実績変更対象費	○. ○○ %		
		現場管理費のうち実績変更対象費	△. △△ %		
		労働者確保に要する方策に変更が生じた場合、労働者確保に要する間接費			
		の設計変更を希望する場合は、工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」			
		(様式1-2) 及び「労働者確保に係る実施計画書(詳細内訳)」(様式1-3)			
		を、工事施工協議簿に添付し監督員に提出して下さい。			
		また、当初より、労働者確保に要する間接費の設計変更を希望しない場合に			
		についても、工事施工協議簿にその旨を記載し提出して下さい。			
合 意 事 項					
協議簿最終取交し日		協議簿通し番号	No.		

記 載 例

労働者確保に係る実施計画書（詳細内訳）

様式 1 - 3

単位：円（税抜き）

費用		工種	職種	会社所在地、会社名	詳細内容（費用全体を記入）	計画額	
共通仮設費	借上費	橋梁躯体工	鉄筋工	札幌市、〇〇会社	借家（1軒×2ヶ月× 32,500円/月）	65,000	
					借上費合計	65,000	
	営繕費	宿泊費					
					宿泊費合計	0	
	労働者送迎費						
				労働者送迎費合計	0		
小計						65,000	
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用					
					募集及び解散に要する費用合計	0	
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用						
				賃金以外の食事、通勤等に要する費用	0		
小計						0	
合計						65,000	

工事施工協議簿

[指示 ・ 承諾 ・ 協議 ・ 確認]

工事名	令和2年度 北海道建設部 ○○工事	工事 監督員	総括 監督員	主任 監督員	監督員
		署名			
受注者名	○○建設株式会社	役職名		現場 代理人	主任技 術者等
		署名			
協議年月日	令和2年6月1日	署名			
記載者	内容				
協議 事項	現場 代理人 ○○○○	○○工、△△工について、労働者確保に要する方策に変更が生じました。			
		○○工は、当初○○株式会社と契約予定であったが、人員が確保できないことが 分かり、工事箇所近傍（A社、B社）にて探したが、確保できなかった。			
		また△△工は、当初、株式会社△△建設と契約予定であったが、人員が確保できず、 近隣（C社、D社）で探したが確保できなかったことから、設計変更を希望します。			
		○○工については□□株式会社、△△工については◇◇株式会社と契約します。			
		当初の契約予定会社は 必ず記載のこと			
		近隣にいないことを示すため、 2社程度記載のこと（1社でも 変更する工種			
		決定していれば、新契約先を 記載（後日でも可）			
合 意 事 項					
協議簿最終取交し日		協議簿通し番号		No.	

費用	工種	職種	会社所在地、会社名	詳細内容(費用全体を記入)	計画額		
					実績額		
共通仮設費	借上費	橋梁躯体工	鉄筋工	札幌市	借家(1軒×2ヶ月×32,500円/月)	65,000	
		"	"	〇〇会社	借家(1軒×2ヶ月×32,500円/月)	65,000	
		借上費合計					65,000
							65,000
	営繕費	宿泊費	土工・法面工	普通作業員	札幌市	〇〇旅館 32泊×5,000円/泊×4人	640,000
				世話役	〇〇会社		
				法面工			
			地盤改良工	普通作業員	札幌市	△△ホテル 28泊×5,000円/泊×3人	420,000
					◇◇会社		
			排水構造物工・縁石工・防護柵工	普通作業員	札幌市	□□ホテル 30泊×6,000円/泊×4人	720,000
				世話役	△△会社		
		舗装工	普通作業員	岩見沢市	△△ホテル 20泊×6,000円/泊×3人	360,000	
				□□会社			
		安全費	交通誘導員	札幌市	□□ホテル 140泊×5,000円/泊×3人	2,100,000	
				□□会社			
	宿泊費合計					0	
						4,240,000	
	労働者送迎費					0	
						0	
小計					65,000		
					4,305,000		
現場管理費	募集及び解散に要する費用					0	
						0	
		募集及び解散に要する費用合計				0	
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用	土工・法面工	普通作業員	札幌市	20日分×1000円/食×4人	80,000	
			世話役	〇〇会社			
		地盤改良工	普通作業員	札幌市	20日分×1000円/食×3人	60,000	
				◇◇会社			
		排水構造物工・縁石工・防護柵工	普通作業員	札幌市	20日分×1000円/食×4人	80,000	
			世話役	△△会社			
		舗装工	普通作業員	岩見沢市	15日分×1000円/食×3人	45,000	
				□□会社			
	安全費	交通誘導員	札幌市	120日分×1000円/食×3人	360,000		
			□□会社				
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用合計					0	
						625,000	
小計					0		
					625,000		
合計					65,000		
					4,930,000		

※1)労働者確保に要する方針に変更が生じ、追加記載する場合は、新たな行に記載すること。
 ※2)本様式により記載が困難な場合は、適宜修正しても構わない。